

修正国際基準ニュースフラッシュ

ASBJ、「改正『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』」を公表

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」）は、2017年10月31日、「改正『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』」（以下「改正修正国際基準」）を公表した。改正修正国際基準は、国際会計基準審議会（以下「IASB」）により公表された新規の又は改正された会計基準及び解釈指針（以下「会計基準等」）のうち、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS第15号」）及びこれに関連する改正会計基準のほか、2016年10月1日以後2016年12月31日までに公表されている会計基準等のうち、2017年12月31日までに発効するものを対象としたIFRSのエンドースメント手続の検討結果として公表されたものである。改正修正国際基準は、修正国際基準のうち「修正国際基準の適用」及び「企業会計基準委員会による修正会計基準第2号『その他の包括利益の会計処理』」について改正を行っており、「修正国際基準の適用」は公表日以後開始する連結会計年度より適用する。

【要約】

- 改正修正国際基準は、IFRS第15号を主な対象とした第4回目のエンドースメント手続の結果として公表されたものである。
- ASBJは、検討対象となった会計基準等について、「削除又は修正」を行うべき項目はないと結論付けた。

背景

「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）¹」（以下「修正国際基準」）は、IASBにより公表された会計基準等について、その一部が「削除又は修正」されたものであり、「指定国際会計基準」とは別に認められている任意適用制度である。

指定国際会計基準は、IASBにより公表された会計基準等の一部を指定しないことも可能な枠組みとなっているが、その一部を修正する手続を念頭に置いた規定とはなっていない。

これに対して、IFRSのエンドースメント手続は、IASBにより公表された会計基準等について、我が国で受け入れ可能か否かを判断したうえで、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除又は修正」し、金融庁において指定する仕組みである。ASBJは、2015年6月30日に、2012年12月31日までにIASBにより公表された会計基準等に関する初度エンドースメント手続の結果として、以下から構成される「修正国際基準」を公表した。

1 英文名称は、「Japan's Modified International Standards (JMIS): Accounting Standards Comprising IFRSs and the ASBJ Modifications」である。

文書名	概要
「修正国際基準の適用」	修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成する場合、ASBJが採択したIASBにより公表された会計基準等の規定に、ASBJによる修正会計基準を加えた規定に準拠しなければならない旨が定められている。
企業会計基準委員会による修正会計基準第1号 「のれんの会計処理」	IFRSにおいて認められていないのれんの償却を求めている。
企業会計基準委員会による修正会計基準第2号 「その他の包括利益の会計処理」	IFRSにおいてその他の包括利益に認識された項目のうちリサイクリング処理が認められていない項目について、一部を除きリサイクリング処理を求めている。

その後、2回にわたるエンドースメント手続が実施され、修正国際基準の改正が行われてきた。

検討対象となった会計基準等

今回実施された第4回目のエンドースメント手続では、IFRS第15号及びこれに関連する改正会計基準のエンドースメント手続を行った他、2016年10月1日以後2016年12月31日までに公表されている会計基準等のうち、2017年12月31日までに発効する以下の会計基準等を対象としている。エンドースメント手続の具体的な対象は以下のとおりである。

- IFRS第15号及びこれに関連する改正会計基準
 - ・ IFRS第15号（2014年5月公表）
 - ・ 「IFRS第15号の発効日」（2015年9月公表）
 - ・ 「IFRS第15号の明確化」（2016年4月公表）
- 「IFRS基準の年次改善2014–2016年サイクル」の「基準の範囲の明確化（IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の修正）」（以下「IFRS第12号の修正」）（2016年12月公表）

検討結果

各会計基準等のエンドースメント手続の検討結果は以下のとおりである。

- IFRS第15号及びこれに関連する改正会計基準

ASBJは、IFRS第15号及びこれに関連する改正会計基準等について、以下の項目を中心に「削除又は修正」を行わないと結論付けた。

 - ・ 支配の移転の考え方の工事契約への適用
 - ・ 開示（注記事項）
 - ・ その他の項目（原価回収基準、棚卸資産以外の売却の会計処理）
- 他の会計基準等

IFRS第12号の修正については、IFRS第12号の基本的な取扱いに変更はないことから、「削除又は修正」の要否を検討する必要はないとして、「削除又は修正」を行わないと結論付けた。

改正修正国際基準の内容

■ 「修正国際基準の適用」の改正

エンドースメント手続の検討結果を踏まえて、改正修正国際基準では「修正国際基準の適用」の「別紙1 当委員会が採択したIASBにより公表された会計基準等」を改正している。

■ 「企業会計基準委員会による修正会計基準第2号『その他の包括利益の会計処理』」の改正

今回のエンドースメント手続において「削除又は修正」は行っていないが、企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」について、IFRS第15号によるIFRS第9号「金融商品」(2013年)の修正を反映するように文言を修正している。

適用時期

「修正国際基準の適用」は、公表日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.